

栄町まちづくり再生本部（平成21年4月設立予定）

事務局業務委託者 募集案内書

平成21年3月 栄町まちづくり再生本部設立準備会

0 はじめに

栄町のかつての賑わいを取り戻すための一環として、国、市の補助金を受けて、今年度までまちづくりの社会実験が行われました。地元が主体となった栄町まちづくり社会実験実行委員会を中心として、楽市バザールの開催や、まちづくりの活動拠点「栄町まちづくり倶楽部」の開設、実験店舗の運営、まちづくりを話し合う会の実施など、まちづくりの模索が始まっています。この社会実験の成果を受けて、平成21年度には、地元の地域4団体が連携協力して、栄町まちづくり再生本部を設立し、再生計画の策定、再生事業の実行に取り組む事としているところです。栄町まちづくり再生本部の再生計画策定等の諸活動を推進するために事務局を設置することとし、この事務局業務を外部の法人又は団体に委託することとしました。栄町の再生活動に意欲を持って取り組んでくれる法人又は団体を募集しますので、よろしくご応募くださるようお願いいたします。

1 栄町まちづくり再生本部の構成

栄町内の地域団体である栄町町会、栄町通り商店街振興組合、栄町曙会、千葉県特殊浴場協会の4団体により構成されます。この再生本部の運営は各団体の代表、副代表及び各団体からの選出者からなる役員会とその運営を支援する事務局によって行われます。

2 栄町まちづくり再生本部が取り組む事業

- ① 栄町内の地域団体及び住民等の連携協力の構築に関すること。
- ② 行政機関との協働関係の構築に関すること。
- ③ 栄町のまちづくり再生計画の策定に関すること。
- ④ 栄町のまちづくり再生諸活動の実施に関すること。
- ⑤ その他、目的を達成するために必要なこと。

3 栄町まちづくり再生本部が平成21年度に行う主な事項

- ① まちづくり再生計画の策定
- ② 活動拠点と実験店舗の運営
- ③ 再生計画の試行実践活動の推進

4 栄町まちづくり再生計画の内容

次の5項目について再生計画を策定することとしています。

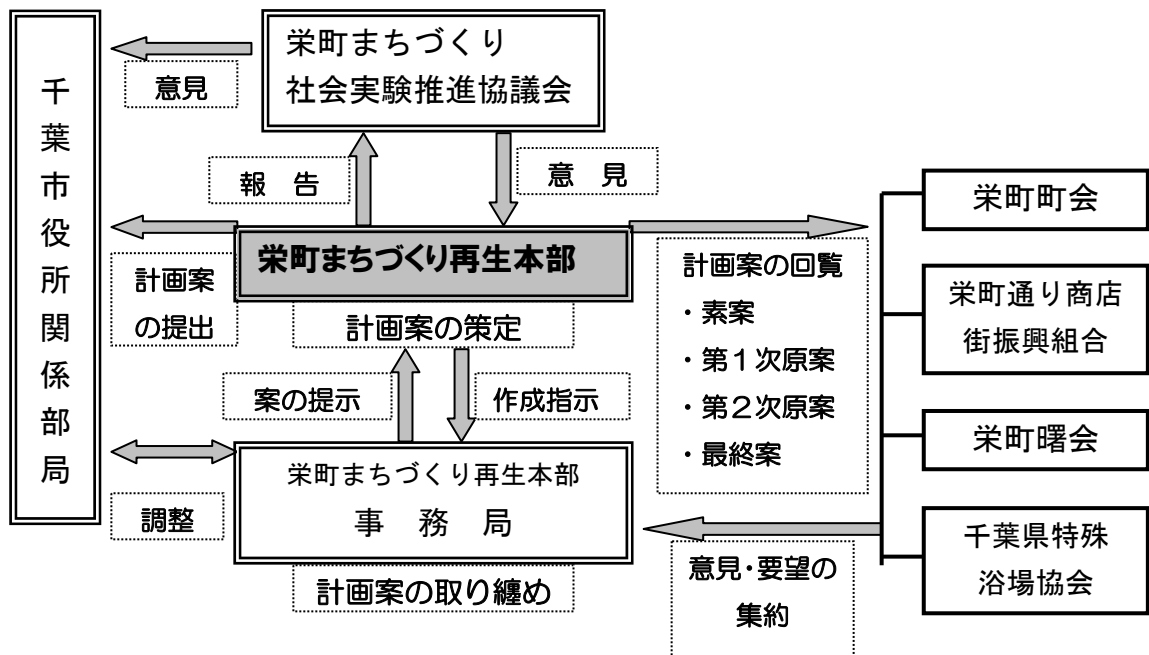
- ① 街のルール計画（地元の合意）
- ② 街のアピール計画（楽市バザール、先導実験店舗）
- ③ 土地建物有効活用計画（空店舗、空き地の活用）
- ④ 街路・核施設整備計画（アーケード、街路整備、核拠点施設）
- ⑤ 実行組織計画（地元関係団体等による再生実行組織）

4 平成21年度に事務局業務として委託する内容

① まちづくり再生計画策定支援

まちづくり再生計画策定にあたり、計画策定のための検討資料の提供、計画素案、原案、最終案の策定、4団体の意見集約、千葉市役所関係各部署との調整等、合意形成プロデューサーとしての役割を行うこと。

※ 参考《再生計画策定の流れ》



② 活動拠点及び実験店舗ランチショップの運営支援

栄町24-6に開設される活動拠点（約9坪）及び実験店舗（約16坪）の管理運営の支援を行うこと。

5 事務局業務の委託条件

- ① まちづくり再生計画策定支援を行うための能力・経験を有すること。
 - ・計画素案を5月中旬までに作成すること。
 - ・再生計画案を平成22年3月までに計画書として作成し、千葉市に提出すること。
- ② 地域4団体の合意形成及び千葉市関係各部署との調整を行うための能力・経験を有すること。
- ③ 活動拠点及び実験店舗の管理運営支援能力を有すること。（活動拠点の事務機器等を用意で

きること。賃料、光熱水費等の管理運営の経費支出事務を行うこと。)

- ④ 試行実践活動の推進支援能力を有すること。(夜間、休日等における支援活動も行えること。)
- ⑤ 活動拠点に1人以上の者を常駐させて、地元の意見集約を図ること。(週5日、1日7時間以上)
- ⑥ 事務局業務を行うための必要資金の立替準備ができること。(業務委託は千葉市からの補助金を原資とするため、当初は委託費の約30%程度の支払い。残りは完了払い)

6 事務局業務委託金額

10,000,000円

※内訳

- ① 計画策定人件費等 約8,000,000円
- ② 活動拠点及び実験店舗の管理運営費用(賃料、光熱水費、事務消耗品費等) 約2,000,000円

7 申し込み手続き

(1) 申込み方法等

所定の書類によりお申込みください。

(2) 申込み受付期間及び受付時間

平成21年4月6日(月)まで

午前10時から正午まで、及び午後1時30分から午後4時まで

※ あらかじめ電話連絡のうえ、ご来所ください。(日曜、月曜休館です)

※ ご来所できない方は、下記(3)宛にご郵送またはメールしてください。

平成21年4月6日(月)必着とします。

TEL 043-308-0778 fax 043-308-0773

(3) 申込み受付場所及び申込み郵送先等

栄町まちづくり再生本部設立準備会仮事務局

〒260-0016 千葉市中央区栄町24-6(栄町まちづくり倶楽部内)

E-mail sakae-machi-club@sand.ocn.ne.jp

(4) 申込みに必要な書類

事務局業務委託申込書(各2部、正本1部・副本1部)

8 業務委託者の決定

(1) 審査方法

栄町まちづくり再生本部役員会による審査を行いません。書類選考後、必要に応じ申し込み者との協議の上、業務委託者を最終決定いたします。

(2) 業務委託者の決定

- ① 平成21年4月10日(金)までに業務委託者を決定します。
- ② 審査の過程において、申込み書類の内容について再度ご説明または協議をしていただくことがあります。
- ③ 選考の結果については、書面により各申し込み者に通知いたしますが、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じられませんのでご了承ください。

事務局業務委託 申込書

(1) 団体等の概要

法人又は団体等の名称	
住所	〒
電話、FAX	Tel / Fax /
E-mail	
設立年月日	

(2) 事務局業務委託条件への適応性

①まちづくり再生計画策定支援を行うための能力・経験を有すること。	担当責任者の資格・経験： 法人又は団体等としての業務経験：
②地域4団体の合意形成及び千葉市関係部局との調整を行うための能力・経験を有すること。	法人又は団体等としての合意形成と調整の業務経験：
③活動拠点及び実験店舗の管理運営支援能力を有すること。	事務機器等の設置可否： 活動拠点の経理能力：
④試行実践活動の推進支援能力を有すること。	休日、夜間の活動支援の可否：
⑤活動拠点に1人以上の者を常駐させること。 (週5日、1日7時間以上)	常駐の可否：
⑥事務局業務を行うための必要資金の立替準備ができること。	資金準備の可能性：

